

北茨城市 地域商品国内外販路開拓プロジェクト！！

地域商品の販路開拓を、北茨城市商工会はバックアップします。商品を開発または改良し・販路を開拓する事業者は北茨城市より国内外の販路開拓等にかかる経費の補助（1事業者につき上限80万円、補助率2／3、3事業所まで）を受けることができます。

- 【対象者】** 北茨城市内に事業所を持つ方、または、持つ予定のある方
- 【対象商品】** ①地域の特産品や地域資源を活用した加工食品
②北茨城市内の事業所で製造または販売されている加工食品
- 【選考審査】** 最終選考3事業所
市外・首都圏及び海外に広く販路を見いだせられるかを鑑みて、当会事務局にて選考審査いたします。
- 【費用】** 本事業の参加は無料です。ただし本事業における商品のブラッシュアップ・パッケージデザインの製作・改善・販路開拓をするための経費は自己負担となりますが、上記の通り一部補助金を受け取ることができます。
- 【注意事項】** 北茨城市からの新商品開発及び販路開拓等にかかる補助を申請するかどうかは事業者の任意となります。
補助申請の有無にかかわらず、国外販売のインボイス等の処理は商社を通じて行い、また今年度について販売する商品は卸値で買取いたします。
- 【応募方法】** 応募要項に必要事項を記入し、商工会までご持参いただくか、郵送してください。

※以下、「北茨城市、北茨城市商工会」を「主催者及び共催者」といいます。

●参加資格

未成年の方は本応募規約への保護者の同意を得たうえでご参加ください。

●対象商品及び応募者

- (1) 開発中の商品、試作品も対象商品に含まれます。
- (2) 対象商品は、流通非流通を問わず、また他のコンテスト等への出品商品でも構いませんが、主催者及び共催者が対象商品を広報するにあたり、第三者の権利を侵害しないものに限りします。
- (3) 対象商品が公序良俗に反する内容を含んでいる場合、主催者及び共催者が第三者の権利を侵害していると判断した場合、またはその他に参加の要件を満たしていないと判断する場合、主催者及び共催者は応募を取り消すことができるものとします。

●選考審査

書類選考により10商品出された方は、最終審査のためご来会いただき、商品の特徴などのご説明をお願いいたします。

なお、北茨城市からの補助を申請する3商品（事業所）をブラッシュアップし国内外で販売に至る際、パッケージに北茨城ブランドを象徴する共通ロゴマークを使用していただくことがあります。

●免責事項

- (1) 参加者は、自己の責任において本プロジェクトに参加するものとします。
- (2) 主催者及び共催者は、参加者の本プロジェクトへの参加、選考、商品化、また参加者とその他の第三者との間で生じたいかなる紛争についても、その原因の如何を問わず、いかなる責任を負担しないものとします。
- (3) 本プロジェクトは、諸般の事情により中断が必要と判断した場合には、参加者に何ら事前の通告なく中断される場合があります。
- (4) 主催者及び共催者は、参加者が本プロジェクトに関して被ったいかなる損害（本プロジェクトの中断、停止または廃止を含み、これに限定されません。）についても、その責めを負わないものとします。
- (5) 本参加規約に定める主催者及び共催者の免責については、損害発生の直接原因となる事由が主催者及び共催者の故意または重過失による場合には適用しないものとします。
- (6) 参加者が本参加規約に違反したことを理由に主催者及び共催者、または第三者に損害が発生した場合は、参加者は自らその責を負うものとし、主催者及び共催者に一切の迷惑をかけないものとします。

●未規定事項

本応募規約に規定されていない事項については、主催者及び共催者の判断により決定いたします。